⑵　四国地方整備局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち、「建築工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　四国地方整備局における「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成18年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下、「海外認定・表彰制度」。）により認定された実績を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成18年度以降に元請けとして同種工事の施工実績を有していること。

次のア）からエ）の要件を満たす、新築又は増築のうち、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工した実績を有すること。

なお、ア）からエ）は同一工事かつ１棟の建物であること。

ア）建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

イ）建物用途：庁舎・事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室（上級室を含む）、会議室、研修室及び研究室（実験室を除く）の合計面積が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

ウ）建物階数：地上６階建て以上

エ）建物規模：延べ面積3,000㎡以上

また、複合用用途建築物については、当該用途がその建築物の過半を占めている場合には、建築物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建築物の過半に満たない場合であっても、当該用途にかかる延べ面積（これに付随する共有部分を含む）が3,000㎡以上のものについては、同等に実績として認める。（「これに付随する共有部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共有となっている部分は含まれない。）

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

準備期間を含まない専任期間としては、下記を予定している。

令和３年11月下旬から令和７年２月下旬まで

１）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成18年度以降に元請けの技術者として、同種工事（上記⑷に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。ただし、参加希望者が経常建設共同企業体である場合にあっては構成員のうち１社の配置予定技術者が、平成18年度以降に元請けとして同種工事（上記⑷に掲げる工事）の経験を有していること。

なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局又は北海道開発局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

５）配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

６）上記１）から４）について確認できる書類を添付すること。該当書類が添付されない場合は、入札に参加できないことがある。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（技術提案書を含む。以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書による）。なお、本工事に申請書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。

⑾　建設業法の建築一式工事の許可を有する者であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）技術提案評価

ａ　「建築構造躯体の品質確保」に関する技術提案

ｂ　「旧庁舎（既設庁舎）解体工事中の騒音・振動・粉塵に対する配慮事項」に関する技術提案

上記ａ及びｂに関する技術提案について評価する。

２）施工体制評価

ａ　品質確保の実効性

工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

ｂ　施工体制確保の確実性

工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑵　入札参加者は、「建築構造躯体の品質確保」に関する技術提案及び「旧庁舎（既設庁舎）解体工事中の騒音・振動・粉塵に対する配慮事項」に関する技術提案と入札価格をもって入札する。ただし、実際の施工に際しては、３⑷によるものとする。

⑶　落札者の決定方法

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）標準点

１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を実現できると認められる技術提案については、100点の標準点を与える。